

〔判例研究〕

未成年者の保護と SNS における 性犯罪者の言論の自由

——アメリカ連邦最高裁判決：Packingham v. North Carolina,
137 S. Ct. 1730 (2017) ——

青 野 篤

I 事実の概要

被告人のパッキングム (Lester G. Packingham) は、21歳であった2002年に、未成年者 (13歳の少女) と性交したことを理由に有罪判決を受け、ノースカロライナ州法に基づき、性犯罪者として登録された。同州法は、登録された性犯罪者が未成年者による加入または個人的ウェブページの作成・維持が認められている「商業的ソーシャル・ネットワークング・ウェブサイト」に、このことを知りながらアクセスすることを重罪として禁止していた¹⁾。被告人は、2010年に、交通違反の裁判で無罪とされたことを神に感謝するコメントをフェ

1) N.C. Gen. Stat. §14-202.5. 同州法では、以下の4つの要件をすべて満たすウェブサイトが「商業的ソーシャル・ネットワークング・ウェブサイト」と定義される。第1に、会費、広告またはその他のウェブサイトの運営に関連する資源から収入を得ている者によって運営されていること。第2に、交友、他者との出会いまたは情報交換を目的とした2人以上の者の社会的な交流 (social introduction) を促進していること。第3に、利用者に対して、次のような情報を含むウェブページまたは個人的プロフィールの作成を認めていること。利用者の名前・愛称・個人的ウェブページ上の写真、利用者のその他の個人情報、ウェブサイトの利用者または訪問者によってアクセス可能な利用者の友人または仲間の商業的ソーシャル・ネットワークング・ウェブサイト上の個人的ウェブサイトへのリンク。第4に、利用者または訪問者に対して、掲示板、チャットルーム、電子メールまたはインスタントメッセージャーのような他の利用者とのコミュニケーションをとる仕組みを提供していること。

(2) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

イスブック上に偽名で投稿したところ、サイバーパトロール中の警察官に発見され、大陪審で起訴された。被告人は、この起訴が言論の自由を保障する合衆国憲法修正 1 条に違反するとしてその取消しを申し立てたが、事実審裁判所はこれを認めず、ノースカロライナ州高裁も被告人の中間上訴を認めなかった。その後、事実審裁判所は、被告人に執行猶予・保護観察付の有罪判決を下し、これに対して、被告人が控訴したところ、ノースカロライナ州高裁は、被告人の主張を認め、同州法は未成年者を性的虐待から防止するという正当な州の利益を達成するように狭く限定 (narrowly tailored) されておらず、また曖昧であるとして、修正 1 条に違反すると判示した²⁾。州側の上告に対して、ノースカロライナ州最高裁は、一転して、同州法は性犯罪者に未成年者の情報を収集する機会を認めるウェブサイトについてのみ、そのアクセス禁止するように慎重に策定されており、コミュニケーションのための適切な代替手段も残されているとして、修正 1 条に違反しないと判示した³⁾。そこで、被告人は、連邦最高裁に裁量上訴の申立てを行い、受理された⁴⁾。

II 判 旨

連邦最高裁は、8 対 0 で、本件ノースカロライナ州法を修正 1 条違反と判示した (破棄差戻し)⁵⁾。

2) State v. Packingham, 748 S.E.2d 146 (N.C. Ct. App. 2013).

3) State v. Packingham, 777 S.E.2d 738 (N.C. 2015).

4) Packingham v. North Carolina, 137 S. Ct. 368 (2016).

5) ケネディ (Anthony M. Kennedy) 裁判官が法廷意見を執筆し、これに、ギンズバーグ (Ruth B. Ginsburg) 裁判官、ブライヤー (Stephen G. Breyer) 裁判官、ソトマイヨール (Sonia M. Sotomayor) 裁判官、ケイガン (Elena Kagan) 裁判官が同調した。アリート (Samuel A. Alito) 裁判官が同意意見を執筆し、これに、ロバーツ (John G. Roberts, Jr.) 首席裁判官、トーマス (Clarence Thomas) 裁判官が同調した。ゴースッチ (Neil M. Gorsuch) 裁判官は、審理・判決に加わらなかった。

1 ケネディ裁判官による法廷意見

(1) 修正1条とソーシャルメディア (II)⁶⁾

修正1条の基本原理は、すべての人に対して、彼らが話し、聞き、その後、熟考のうえ、再び話し、聞くことができる場所にアクセスすることを認めるということである。当裁判所は、この空間的文脈において、話す権利を保護しようとしてきた。たとえば、道路または公園は、修正1条の権利を行使するための典型的なフォーラムである。かつては、(空間的な意味で) 見解を交換するための最も重要な場所を特定することは困難であったかもしれないが、今日において、その答えは明らかである。それは、サイバースペース——インターネットという巨大な民主的フォーラム一般——であり、特にソーシャルメディアである。成人のアメリカ人の10人中7人が少なくとも1つのソーシャル・ネットワークワーキング・サービスを利用しており、そのうち最も人気のあるサイトの1つであるフェイスブックには、17億9千万人の利用者がいる。ソーシャルメディアは、比較的制限なく、低コストで、すべての種類のコミュニケーションを可能にする。ソーシャルメディアの利用者は、フェイスブックやリンクトイン(LinkedIn)、ツイッターなどのウェブサイトを使って、人間の思考と同程度に多様なトピックに関して、修正1条によって保護された多様な活動を行っている。インターネットの力と方向性は、非常に新しく、非常に変幻自在で、非常に広範囲に及ぶため、裁判所は、今日述べたことが明日には時代遅れにならないように自覚しなければならない。本件は、当裁判所が修正1条と現代のインターネットとの関連に取り組む初めてのケースの1つである。当裁判所は、修正1条がその巨大なネットワークへのアクセスにわずかな保護しか与えていないと示唆する前に、極限まで注意を払わなければならない。

6) (1)から(3)の見出しは、便宜上、本稿筆者が付したものである。また、括弧内のローマ数字は、判決原文に付されたものに対応している。これらの点は、アリート裁判官の同意意見についても同様である。

(4) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

(2) 本件州法の広範性 (Ⅲ)

このような背景事情が本件の分析に影響を与える。たとえば、本件州法が内容中立的で、それゆえ中間審査 (intermediate scrutiny) に服するとしても、問題の条項は、支持されない。中間審査にパスするためには、法律は、重要な政府利益に仕えるように狭く限定されていなければならない。言い換えれば、法律は、正当な政府利益の促進にとって必要とされる以上に実質的により多くの負担を言論に課してはならない。今日まで数世紀の間、人類の進歩を促進したとして歓迎された諸発明は、犯罪に悪用されてきた。新しいテクノロジーは、瞬く間に重大な犯罪を実行するための手段となりうる。鉄道や電話がそうであったが、インターネットとソーシャルメディアもそうであろう。子どもの性的虐待が最も重大な犯罪であり、良識ある人々の道徳感覚に反する行為であることは疑いない。性的虐待から子どもやその他の被害者を保護するための有効な法律を議会が制定できることは明らかである。政府は、これらの害悪が発生するのを単に傍観し許す必要はない。しかし、有効な政府利益の主張は、すべての文脈において、すべての憲法上の保護から遮断されうるわけではない。本件を解決するためには、次の2つのことを前提にしなければならない。第1に、ノースカロライナ州法の広範な言葉づかいを踏まえれば、同州法のもとでは、普通のソーシャルメディアへのアクセスだけでなく、アマゾンやワシントン・ポストのようなウェブサイトへのアクセスまでも禁止されうるということである。当裁判所は、法律の正確な範囲を決定する必要はない。(州も認めているように) 法律が、フェイスブックやツイッターのような一般にソーシャル・ネットワークワーキング・サイトとして理解されるものに適用されるということを前提とすれば十分である。第2に、この法廷意見は、州に対して、本件州法よりも特定の法律を制定することを禁止するものと解釈されてはならないということである。本件では争点となっていないが、未成年者と接触する行為や未成年者に関する情報を収集するためにウェブサイトを利用する行為など、しばしば性犯

罪の前兆となる行為を性犯罪者が行うことを禁止する特定の、狭く限定された法律を州が制定することは、修正1条が許容していると想定できる。そのようなタイプの特定の法律は、性犯罪が引き起こす深刻な害悪を防止するための州の最初的手段でなければならない。法律の範囲と州の利益に関するこれらの前提のもとでさえも、本件州法は、修正1条によって保護される言論に課す負担の範囲において前例のないものである。ソーシャルメディアの利用者は、情報にアクセスし、心に思い浮かぶような主題についても、お互いにコミュニケーションをとることができる。ノースカロライナ州は、性犯罪者がこれらのウェブサイトを利用することを禁止することで、多くの人々にとって最新のニュースを知るための主要な情報源へのアクセスや、求人広告をチェックすること、現代の公共広場において話したり聞いたりすること、人間の思考と知識の巨大な領域を探索することに広範な一撃を加えるものである。これらのウェブサイトは、一般市民に対して、自らの声を届けることを可能にするおそらく最も強力な仕組みを提供する。要するに、ソーシャルメディアへのアクセスを完全に禁止することは、その利用者が正当な修正1条の権利行使に携わることを妨げることである。有罪とされた犯罪者であっても——場合によってはそのような者であるからこそ特に——思想の世界にアクセスするためのこれらの手段から正当な恩恵を受けることができる。特に彼らが更生を志しており、合法的で実りのある人生を求めている場合にはそうである。

(3) 依拠すべき先例 (IV)

州は、この包括的な法律が傷つきやすい被害者から有罪とされた性犯罪者を遠ざけるという目的にとって必要または正当であることを証明できていない。当裁判所のどの判決もこれほど広範な法律を支持したことはない。州は、*Burson v. Freeman* 連邦最高裁判決 (504 U.S. 191 (1992)) に依拠するが、同判決で支持された法律は、選挙権の保護を目的として、投票所から100フィーター

(6) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

ト以内での選挙運動を禁止するものであり、本件州法よりも、はるかに限定的な制限を課すものである。さらに、同判決は、緩衝帯 (buffer zone) がそれ以上に広い場合には、修正 1 条上、許容できない負担になりうるとしている。むしろ、より優れた類推を可能にするのは、Board of Airport Comm'rs of Los Angeles v. Jews for Jesus, Inc. 連邦最高裁判決 (482 U.S. 569 (1987)) である。ロサンゼルス空港という 1 つの空港でのあらゆる修正 1 条上の行為を禁止した条例が、話すこと、読むこと、選挙運動用のシンボル・ボタンを着けること、象徴的な衣装を身に着けることを含むすべての方法での憲法上保護された非妨害的な行為を対象とするがゆえに違憲とされるのであれば、現代の社会と文化の基礎構造に不可欠なウェブサイトでの修正 1 条の権利行使を本件のように完全に禁止することはなおさらできないのである。政府は、非合法的な言論を抑圧するための手段として合法的な言論を抑圧してはならない。本件で、ノースカロライナ州が行ったことは、これにあたる。

2 アリート裁判官の同意意見

本件州法は、並外れた (surpassing) 重要性をもつ利益のために制定されているが、驚くほどの適用範囲を備えている。現実的に子どもの虐待を容易にするコミュニケーションの機会を提供するようには思えない多くのウェブサイトが対象となっており、この法律の尋常ではない広範性ゆえに、同法が修正 1 条に違反するとの法廷意見に賛成する。しかしながら、法廷意見には、自制に欠けた (undisciplined) 傍論が含まれており、それゆえ法廷意見に加わることはできない。法廷意見は、インターネット全体を公道や公園と同視しているようであるが、そうなれば、10代向けのデートサイトや未成年者が個人的な問題を仲間と議論することができるサイトを含め、どのようなインターネットサイトにおいても、州は最も危険な性的略奪者によるアクセスさえほとんど制限できないと解釈される余地がある。法廷意見の不必要なレトリックがもつ含意

を憂慮する。

(1) 本件州法の広範性 (I)

本件州法の「商業的ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイト」の定義は、非常に広範であり、政府が適用を主張する内容中立的な場所の規制に適用される基準であっても、本件州法は、これを満たすことができない。

内容中立的な時・場所・方法の規制は、「正当な」政府利益に仕えるものでなければならないが、子どもの性的搾取と虐待の防止は並外れた重要性をもつ政府の目的であり、性的暴行の被害者は、ほとんどの場合、未成年者である。また、憲法上保護された権利に関わるセンシティブな領域においても、未成年者の身体的・感情的な健康 (well-being) を保護するための立法を当裁判所は支持してきた。性犯罪を繰り返す者は特に深刻な危険を子どもにもたらす。有罪とされた性犯罪者が社会復帰する際、彼らは、他のどのタイプの犯罪者よりも新たな強姦や性的暴行によって再逮捕される可能性がはるかに高い。こうした者から子どもを保護する政府利益は、インターネットの利用にも明らかにあてはまる。インターネットはいくつかの点で、将来の児童虐待者にとって、強力なツールとなっている。第1に、しばしば子どもは、見知らぬ者とコミュニケーションをとったり、ウェブサイトに対して自らの居場所の開示を認めてしまったりするなど、犯罪者に対して自らの個人情報に容易にアクセスさせてしまう方法でインターネットを利用する。第2に、インターネットは、性的虐待者が偽のプロフィールによって年齢と性別を偽ったり、性的な会話に誘い込んだり、あからさまな写真を送ったり、居場所に関する投稿から子どもの日常の行動パターンや現在の居場所を突き止めたりできるなど、以前には利用できなかった方法で、子どもとコミュニケーションをとり、つきまとい、最終的に虐待する方法を提供する。

しかし、本件州法がやむにやまれぬ政府利益を実現すべく立案されていると

(8) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

いうだけでは不十分である。同時に、政府の正当な利益を促進するうえで必要な範囲を超えて、言論に実質的な負担を課してはならない。本件州法は、この要件を満たしていない。本件州法を素直に読めば、同法は性犯罪者による非常に多くのウェブサイトへのアクセスを禁止しているという結論にならざるをえない。

本件州法の致命的な問題は、その広範な適用範囲により、子どもに対する性犯罪の実行を最も容易にしそうにない多くのウェブサイトに対するアクセスを不可能にしているということである。たとえば、アマゾンやワシントン・ポストのウェブサイトも本件州法の「商業的ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイト」の4要件を満たす。ショッピングやニュースに関する議論は、虐待につながる会話への便利な足がかりとはならないし、これらのやりとりは公開の場で行われるため、秘密裏に子どもが虐待を受ける状況に誘い込まれる可能性も低い。これらのウェブサイトのプロフィールに掲載される情報は限定的で簡潔であるため、性犯罪者が子どもの詳細な個人情報を収集できる機会もほとんどない。さらに、これらのウェブサイトでは、フォトストリームが認められていないなど、子どもの現在の居場所を突き止めることも難しい。

(2) 法廷意見の問題点 (II)

したがって、本件州法が修正1条に違反するという法廷意見の結論には賛成するが、法廷意見のいい加減な (loose) レトリックには、困惑している。法廷意見は、道路や公園が修正1条の権利を行使する典型的なフォーラムであるとしたうえで、「サイバースペース」と「特にソーシャルメディア」が今や「(空間的な意味で) 見解を交換するための最も重要な場所」であると述べているが、このことが言論の自由の法にどのような意味をもたらすのかを説明していない。仮にインターネット全体または「ソーシャルメディア」サイトだけであっても、21世紀の公道や公園と見なすことができるとすれば、州は最も危険

な性犯罪者によるサイトへのアクセスさえ制限できないことになりうる。これらの者による10代向けのデートサイトや未成年者がお互いに個人的な問題を語り合うサイトへのアクセスを州は規制できないのであろうか。サイバースペースと現実の世界には重要な違いがあるのであるから、法廷意見は、そのレトリックのもつ含意について、もっと注意深くあるべきであった。性犯罪者によるインターネットの利用に関しては、いくつかの特徴が指摘できる。第1に、親にとって、子どもが訪れる物理的な場所や子どもが直接に話す個人を監視することは、子どもによるインターネットの利用を監視することに比べて容易である。第2に、性犯罪者が子どもに近づいたり、子どもがよく行く場所でうろついたりする行為は、親や教師その他の者によって、気づかれやすい。第3に、インターネットは、前例のない程度の匿名性を提供し、将来の性犯罪者が身元を偽ることを容易にする。このように、サイバースペースと現実の世界は異なっており、我々は、一步ずつ、慎重に歩を進めるべきである。

Ⅲ 検 討

1 問題状況

近年、フェイスブックやツイッターに代表されるソーシャルメディアの利用が飛躍的に広がるにつれて、未成年者がこれらのメディアを利用した性犯罪に巻き込まれるのではないかとの懸念から、アメリカでは、本件ノースカロライナ州法のように、性犯罪者によるソーシャルメディアへのアクセスや利用を規制する法律を制定する州が現れてきている⁷⁾。もともと、アメリカでは、連邦法の要請に基づいて、全州およびコロンビア特別区で、いわゆる「メーガン法」(Megan's Law) と呼ばれる法律が制定されており、有罪判決を受けた性犯罪

7) 2013年の時点で、フロリダ州、イリノイ州、インディアナ州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ミネソタ州、ネブラスカ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、テキサス州の11州が規制を行っている。See National District Attorney Association, *Restriction or Ban of Social Networking Use for Sex Offenders Complication* 4-13 (2013).

(10) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

者による新たな性犯罪から未成年者を保護するために、性犯罪者の登録・公表制度が実施されているが⁸⁾、未成年者を取り巻くメディア環境の急速な変化に対応する規制強化策として、性犯罪者を対象としたソーシャルメディア規制を新たに導入する州が増加している⁹⁾。

一方で、ソーシャルメディアは、本判決も指摘するように、多様なトピックに関する情報の収集や意見の表明、共通の利益・関心を持つ人々との間での意見交換や情報共有などを手軽に行えるメディアとして、多くの人々にとって、もはや欠かせないコミュニケーションツールとなっている。性犯罪者にとっても、新たなターゲットを見つけるための手段となりうるだけでなく、職を探したり、更正に資する知識・情報を得たり、コミュニティや支援者との繋がりを得たりするための手段として、ソーシャルメディアは、積極的な意味を持ちうる¹⁰⁾。そのため、本判決以前にも、このようなソーシャルメディア規制が性犯罪者の修正 1 条の権利を侵害しないかが連邦下級審と州裁判所で争われてきた。

2 本判決以前の連邦下級審・州裁判所の判例状況

(1) ソーシャルメディア規制を違憲とした判例

まず、2012年の *Doe v. Jindal* 連邦地裁判決¹¹⁾ は、未成年者に関連する犯罪で有罪とされた性犯罪者に対して、ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイト（以下、「SNS」とする）、チャットルーム、ピアツーピア・ネットワークへのアクセスと利用を禁止するルイジアナ州法について、州法が規制しよう

8) メーガン法については、松井茂記「メーガン法について」阪大法学55巻5号(2006年)1頁、同『性犯罪者から子どもを守る』(中央公論新社、2007年)等参照。

9) もっとも、後にも触れるように、州によって、対象となる性犯罪者の範囲やソーシャルメディアの範囲・定義に違いが見られる。

10) See e.g., Sam A. Wilcox & Cynthia J. Najdowski, *Should Registered Sex Offenders be Banned from Social Media?*, MONITOR ON PSYCHOLOGY Vol. 48 No.4, at 28 (2017).

11) *Doe v Jindal*, 853 F. Supp. 2d 596 (M.D. La. 2012).

としている活動とまったく無関係なインターネットの利用に包括的な制限を課している」と指摘して、過度に広範であるとともに、規制対象となるウェブサイトの範囲が不明確であるとして、曖昧ゆえに無効であると判示している。

次に、同じく2012年の *Doe v. Nebraska* 連邦地裁判決¹²⁾ も、未成年者を被害者とする性犯罪で有罪とされた者に対して、18歳未満の者によるアクセス・利用が認められている SNS、インスタントメッセージ、チャットルーム・サービスを認識しつつ故意に利用することを禁止するネブラスカ州法を修正1条違反と判示している。同判決は、この禁止がフェイスブックやmyspace (Myspace) のような最も一般的なソーシャルメディアについてのみ適用されるとしても、未成年者と何ら関係のないコミュニケーションを含む非常に多くのインターネット上でのコミュニケーションを制限しており、正当な政府利益の促進に必要な範囲を超えてより多くの言論に実質的な負担を課しているため、狭く限定されたものとはいえないと判断したのである。

さらに、2013年の *Doe v. Prosecutor* 連邦高裁判決¹³⁾ も、性犯罪者として登録されたすべての者に対して、18歳未満の者によるアクセス・利用が認められている SNS、インスタントメッセージ、チャットルーム・プログラムを認識しつつ故意に利用することを禁止するインディアナ州法を修正1条違反と判示している。同判決は、当該規制は内容中立であるが、未成年者に対する不適切なコミュニケーションを特定の規制するのではなく、憲法上保護された言論を広範に制限しているため、狭く限定されたものとはいえないと判断している。

また、州裁判所では、先に触れたように、本件ノースカロライナ州高裁判決が、本件州法を違憲と判断している。

12) *Doe v. Nebraska*, 898 F. Supp. 2d 1086 (D. Neb. 2012).

13) *Doe v. Prosecutor*, 705 F.3d 694 (7th Cir. 2013).

(12) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

(2) ソーシャルメディア規制を合憲とした判例

連邦下級審では、先のインディアナ州法に関する連邦高裁判決の原審である 2012 年の Doe v. Prosecutor 連邦地裁判決¹⁴⁾ が合憲判断を下している。同判決は、州法は未成年者によるアクセス・利用を認めている一定のサイトのみを禁止していること、また、それを認めていることを知らなかったという抗弁、およびそのようなサイトであることが分かった場合に、直ちに利用・アクセスを停止したという抗弁が被告人に可能であることを指摘して、州法は未成年者に対する性犯罪を防止・抑止するという目的を達成するうえで、必要以上に実質的に広範とはいえないと判断している。また、同判決は、代替的コミュニケーションの手段が「適切」といえるためには、「話し手にとって第一のまたは最良の選択」である必要はないとして、インターネットを利用せずに他者と集まったり、手紙を書いたりすることを含め、無数の利用可能な代替的コミュニケーション手段があるとしている。しかし、同判決は、結局、連邦高裁で破棄されることになった。

これに対して、特に注目を集めることになったのが、本判決の原審であるノースカロライナ州最高裁判決である¹⁵⁾。同判決に特徴的なのは、まず、本件州法の規制は性犯罪者による一定のウェブサイトへのアクセスという「行為」(conduct) に対する規制であり、その規制が付随的に (incidentally)、これらのウェブサイトへのアクセス後に行われる「言論」に負担を課していると捉えていることである。次に、そのうえで、本件州法の合憲性を公衆の面前での徴兵カードの焼却という象徴的言論に関する規制の合憲性が争われた 1968 年の United States v. O'Brien 連邦最高裁判決¹⁶⁾ で示された 4 要件テスト¹⁷⁾ のも

14) Doe v. Prosecutor, 2012 U.S. Dist. LEXIS 86862 (S.D. Ind. 2012).

15) なお、同判決は、5 対 2 の判決であり、ハドソン (Robin E. Hudson) 裁判官が反対意見を述べ、これに 1 名の裁判官が同調している。

16) United States v. O'Brien, 391 U.S. 367 (1968).

17) O'Brien 判決は、「言論」と「非言論」の要素が 1 つの行為に結合している場合、その規制は、①政府の憲法上の権限の範囲内にあること、②重要なまたは実質的な

とで、判断していることである。問題となるのは、4つ目の要件であるが、ノースカロライナ州最高裁判決は、本件州法がインターネットの利用を完全に禁止するものではなく、4つの明確な基準を満たす商業的 SNS のみを対象とする一方で、インスタントメッセージやチャットルームのように、もっぱら「言論」にあてられるウェブサイトを完全に除外していること¹⁸⁾を指摘して、本件州法は十分に狭く限定されているとする。また、同判決は、禁止される商業的 SNS と同一または類似のサービスを提供するものがウェブ上に多数存在していること¹⁹⁾、テキストメッセージやフェイスタイム (FaceTime)、電子メールに加え、インターネットを利用しない手紙や電話などを自由に利用できることを指摘して、十分な代替的コミュニケーション手段が残されているとしている。

(3) 小 括

以上のように、規制対象となる性犯罪者の範囲やソーシャルメディアの範囲などにつき、州法間で差異がありながらも、連邦下級審では、こうした規制が憲法上保護された多くの言論に実質的な負担を課すことを理由に、正当な政府目的を実現するうえで、「狭く限定されていない」として、違憲と判断する流れが形成されていたといえる。このような流れのなかで、ソーシャルメディアに対するアクセスを「行為」と見なして、アクセス後に行われる「言論」と区

政府利益を促進していること、③その利益が表現の自由の抑圧と無関係であること、④修正1条の自由に対する付随的な制約がその利益の促進に必要な不可欠な限度を超えていないこと、という4要件を満たせば、合憲であるとしている。See *id.* at 377.

18) N.C. Gen. Stat. §14-202.5(c). 「商業的ソーシャル・ネットワーキング・ウェブサイトには、次のいずれのインターネット・ウェブサイトも含まれない。(1)以下の個別のサービスの1つのみを提供するもの。写真共有、電子メール、インスタントメッセージ、チャットルーム、電子掲示板。(2)その主たる目的が会員間または訪問者間の物品またはサービスに関する商取引の促進であるもの。」

19) 同判決が指摘しているのは、レシピの交換や調理技術の議論ができる SNS である Paula Deen Network、最新のニュースを提供する WRAL.com、職探しの SNS である Glassdoor.com、写真の共有ができる Shutterfly である。いずれも18歳未満の者による利用を制限または禁止している。

(14) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

別したうえで、インターネットを利用しないコミュニケーション手段を含め、十分な代替的コミュニケーション手段が残されているとする本件原審判決が下されたため、連邦最高裁は、この問題に判断を下す必要性が高いと判断して、裁量上訴を受理したものと考えられる。

3 本判決の意義と判例上の位置づけ

(1) 本判決の意義

本件については、従来からアメリカ国民の関心が高い性犯罪者の出所後の処遇に関する問題であると同時に、隆盛を極めるソーシャルメディアの今後の行方に大きな影響を与えるという点でも、連邦最高裁がどのような判決を下すのか、マス・メディアの注目も非常に高かった²⁰⁾。このような状況下で下された本判決は、同意見が付されたものの、結論としては、審理・判決に加わった8名の裁判官全員一致での違憲判決となり、判決内容としても、ソーシャルメディア規制を違憲とする連邦下級審の諸判例との一致点が多いものとなった。

このような本判決の意義としては、第1に、ソーシャルメディアの規制に関する初めての連邦最高裁の判決であること、第2に、ソーシャルメディアの民主的機能を高く評価し、言論の自由の制約に対する通常の審査レベルを維持したこと²¹⁾、第3に、原審との関係で見た場合、ソーシャルメディアへのアクセスとアクセス後の表現活動を区別する考え方をとらずに、ソーシャルメディアへのアクセス規制を憲法上保護された「言論」に対する規制として、違憲審査

20) もっとも、連邦下級審の判例動向に加え、2017年2月に連邦最高裁で開かれた口頭弁論でも、州側は裁判官の質問に対して、守勢に立たされる場面が目立ち、違憲判決が下されるであろうことは、事前にある程度予測できたといえる。See Amy Howe, *Argument analysis: Justices skeptical about social media restriction for sex offenders*, SCOTUSBLOG (Feb. 27, 2017), <http://www.scotusblog.com/2017/02/argument-analysis-justices-skeptical-social-media-restrictions-sex-offenders/>.

21) なお、学説の中には、本件のようなソーシャルメディア規制を事前抑制として捉える見解もあるが、本判決はそのような見解をとらなかった。See Douglas B. Mckechnie, *Facebook Is Off-Limits? Criminalizing Bidirectional Communication Via the Internet Is Prior Restraint 2.0*, 46 IND. L. REV. 643 (2013).

を行ったこと²²⁾があげられる。

(2) 本判決の判例上の位置づけ

上記の意義のうち、第2の点に関しては、インターネット上の表現規制の合憲性について、連邦最高裁が初めての判断を示した1997年の *Reno v. ACLU* 連邦最高裁判決²³⁾を前提とすれば、当然の帰結ともいえる。同判決は、インターネット上での18歳未満の者に対する「下品な」(indecent)表現の送信と「明らかに不快な」(patently offensive)な表現の送信・掲示を禁止した連邦法について、規制文言が曖昧であるとともに、インターネット上の有害な情報から未成年者を保護する「より制限的でない代替手段」が存在しうるとして、過度に広範な規制であり、修正1条に違反すると判断している。そして、その際、インターネットには、放送メディアに存在するような、規制の伝統や電波の希少性、侵入的性質が存在しないとする一方で、インターネットは「巨大な民主的フォーラム」であるとして、インターネット上の表現規制に適用される修正1条の審査のレベルを限定する理由はないとしたのである²⁴⁾。ソーシャルメディアはインターネット上のメディアの1つであると同時に、そのなかでも、双方向性や伝播性、利便性が特に高いメディアである。その意味では、本判決は、インターネット上の表現規制に対して *Reno* 判決が示した姿勢を当時存在しなかったソーシャルメディアが興隆する現在において、改めて確認した

22) なお、州側も原審のような主張はせず、本判決は、原審のこの判断には言及していない。この点、学説では、原審の論理に従えば、電話の受話器を取りダイヤルすること、印刷機の電源を入れること、図書館に入ることもその後の表現活動とは区別された「行為」として、容易に規制が可能になるとの批判がある。See David Post, *Frist Amendment woes in North Carolina*, THE WASHINGTON POST (Nov. 10, 2015), https://www.washingtonpost.com/news/volokh-conspiracy/wp/2015/11/10/first-amendment-woes-in-north-carolina/?utm_term=.34114b32fbb1.

23) *Reno v. ACLU*, 521 U.S. 844 (1997). 同判決の詳細については、阪口正二郎「判批」法律時報70巻8号(1998年)100頁等参照。

24) See *Reno*, 521 U.S. at 868-870.

(16) 未成年者の保護とSNSにおける性犯罪者の言論の自由

判決といえる²⁵⁾。

また、放送メディアのような特性が存在しない場合、新しいメディアにおいても、未成年者の保護という政府利益の重要性が修正1条の基本原理の後退を導くものではないことは²⁶⁾、ケーブルテレビの規制に関する2000年の *United States v. Playboy Entertainment Group, Inc.* 連邦最高裁判決²⁷⁾ やビデオゲームの規制に関する2011年の *Brown v. Entertainment Merchants Ass'n* 連邦最高裁判決²⁸⁾ においても、見て取ることができる。この点でも、本判決は、これまでの連邦最高裁判決の流れに沿うものといえる。

4 本判決の射程と残された課題

(1) 本判決の射程

本判決の結果、本件州法と同様に、性犯罪者によるソーシャルメディアへの

25) 法廷意見は、IIにおいて、インターネットが「巨大な民主的フォーラム」であるとする部分、ソーシャルメディアが「比較的制限なく、低コストで、すべての種類のコミュニケーションを可能にする」とする部分、ソーシャルメディア上のトピックが「人間の思考と同程度に多様」であるとする部分で、Reno 判決を引用している。一方、同意意見は、Reno 判決をまったく引用していない。むしろ、同意意見は、未成年者保護の重要性を強調する文脈で、児童ポルノの禁止の合憲性を支持した *New York v. Ferber* 連邦最高裁判決 (458 U.S. 747 (1982)) を多く引用している。

26) Reno 判決では直接指摘されていないが、連邦最高裁が指摘する放送メディアの特性には、幼児を含む子どもによるアクセスの容易さという特性が含まれる。See *FCC v. Pacifica Foundation*, 438 U.S. 726, 749 (1978). 同判決では、昼間に「下品な」番組を放送したラジオ局に対する連邦通信委員会による警告が家庭への侵入性とこの特性を理由に合憲と判断された。

27) *United States v. Playboy Entertainment Group*, 529 U.S. 803 (2000). 連邦最高裁は、主に性的な番組が放送されるケーブルテレビのチャンネルについて、完全にスクランブルをかけるか子どもが視聴しそうな時間帯に放送することを義務づけた連邦法を表現内容に基づく規制として、厳格審査を適用し、修正1条違反と判断した。同判決の詳細については、城所岩生「判批」[2001-1] アメリカ法 223 頁、大日方信春「判批」広島県立大学論集 6 巻 1 号 (2002年) 63 頁等参照。

28) *Brown v. Entertainment Merchants Ass'n*, 564 U.S. 786 (2011). 連邦最高裁は、暴力的なビデオゲームの18歳未満の者への販売・貸付けを禁止し、そのようなビデオのパッケージに「18」と表記されたラベルの添付を義務づけたカリフォルニア州法を表現内容に基づく規制として、厳格審査を適用し、修正1条違反と判断した。同判決の詳細については、拙稿「判批」大分大学経済論集63巻5・6号 (2012年) 109頁、桧垣伸次「判批」比較法学46巻1号 (2012年) 204頁等参照。

アクセスを広範に禁止している州法は、修正1条に違反することになる²⁹⁾。そして、この際、規制対象者が未成年者に関わる性犯罪を行った者に限定されているか否かは無関係であると考えられる。というのも、本判決は、本件州法の広範性を指摘する際に、もっぱら規制対象となる言論の範囲を問題としており、一部の州法のように、規制対象者が限定されていないことは問題としていないためである。もっとも、本判決は、刑を終えて出所した性犯罪者を対象とした規制についての判断であり、仮釈放中の者や保護観察中の者を対象とした規制に関するものではない。そのため、これらの者を対象とした規制にも本判決の射程が及ぶかは定かではない³⁰⁾。

(2) より限定的なソーシャルメディア規制立法の可能性

一方、本判決は、未成年者と接触する行為や未成年者についての情報を収集するためにウェブサイトを利用する行為など、しばしば性犯罪の前兆となる行為を性犯罪者が行うことを禁止する法律は策定可能であるとして、ソーシャルメディア規制の余地を明示的に残している。この点、同意意見は、法廷意見がソーシャルメディアを伝統的なパブリック・フォーラムである道路や公園と同一視したことで、10代向けのデートサイトなど若者向けのサイトへの最も危険な性犯罪者によるアクセスの規制さえも困難になると批判するが、この批判は、上記の言及を踏まえれば、必ずしも妥当しないであろう。問題となるのは、

29) たとえば、ルイジアナ州は、前記連邦地裁の違憲判決後に、本件ノースカロライナ州法に準じて、規制対象をSNSに限定するなどの法改正を行ったが、本判決のもとでは、この改正法も違憲となる。

30) 性犯罪者に対する仮釈放や保護観察の条件（遵守事項）として、すでに多くの州で、ソーシャルメディアを含むインターネットの利用制限が行われている。See *Brief of AMICI CURIAE State of Louisiana and Twelve Other States in Support of Respondent*, 2015 U.S. Briefs 1194, at 31-33. この点に関して、*United States v. Voelker* 連邦高裁判決 (489 F.3d 139 (3d Cir. 2007)) は、このような条件は「犯罪の状況、被告人の履歴、一般予防または類似の懸念と明白に関連していることがある程度の証拠によって裏づけられていなければならない」としている。See *id.* at 144.

(18) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

「しばしば性犯罪の前兆となる行為」の範囲がどこまでなのかということである。ここで留意されなければならないのは、あくまで「前兆」となる行為であって、性犯罪そのものではないこと、そして、その行為がソーシャルメディアで行われる場合には、「言論」としての性質をもちうるということである。性犯罪者の更生に資する面への言及も含め、インターネットとソーシャルメディアの積極的側面を強調する法廷意見と、子どもに対する性犯罪に利用されやすいというインターネットの消極的側面を強調する同意意見とでは、この範囲をめぐる、自ずと違いが生じてくるであろう。本件では、規制対象となる言論の範囲があまりにも広範であったため、両者に結論の違いは生じなかったが、今後、本判決を受けて修正された各州法が再び連邦最高裁の判断の対象になれば、両者のアプローチの違いが結論に差異をもたらすことも十分に考えられる。

(3) 性犯罪者の再犯率に対する評価

上記の点に関連する問題として、性犯罪者の再犯率に対する評価の問題がある。法廷意見は、この問題について言及していないが、同意意見は、性犯罪者による再犯（再逮捕）率がその他のタイプの犯罪者よりもはるかに高いと指摘している。同意意見は、この主張の根拠となるデータをここでは示していないが³¹⁾、この同意意見が参照する2013年の *United States v. Kebodeaux* 連邦最高裁判決³²⁾ では、性犯罪者の再犯率が非性犯罪者の4倍であることを示す2003年の司法統計局のデータが参照されている。しかし、同判決では、同時に、性犯罪者による再犯率は比較的低いとする研究結果があることも指摘しており、そのうえで、証拠の評価は、連邦議会に委ねられるとする立場をとっている³³⁾。

31) 同意意見のこの一文は、*McKune v. Lile* 連邦最高裁判決 (536 U.S. 24 (2002)) の相対多数意見から引用されているが、同意意見の執筆者は、ケネディ裁判官である。

32) *United States v. Kebodeaux*, 133 S. Ct. 2496 (2013).

33) *See id.* at 2503. 参照されているのは、R. Tewsbury, W. Jennings, & K. Zgoba, *Final Report on Sex Offenders: Recidivism and Collateral Consequences* (Sept. 2011) である。なお、このように評価が分かれる一因として、再

本件で、アリート裁判官の同意意見が再犯率の高さを断定的に述べたことで、メディアや学説では、この再犯率の評価に関する問題に再び注目が集まっている³⁴⁾。もっとも、この問題は、ソーシャルメディア規制に限らず、性犯罪者登録制度そのものに関わる問題でもある³⁵⁾。

(4) デジタル・ミレニアム著作権法裁判への影響

本判決がソーシャルメディアへのアクセス規制を違憲と判断したことから、オンライン上の著作権保護をめぐって、現在行われているデジタル・ミレニアム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act) 裁判の行方に本判決が影響を与えるのではないかと指摘がある³⁶⁾。

問題となっているのは、同法のうち、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) に対して利用者による著作権侵害行為の二次的賠償責任を免除する「セーフハーバー」(safe harbor) 条項である³⁷⁾。この条項が適用されるた

逮捕、有罪宣告、再収監のいずれをもって、「再犯」と見なすのか見解が分かれることがあげられる。また、暗数をどのように評価するのかという問題もある。

34) See, e.g., Michelle Ye Hee Lee, *Justice Alito's misleading claim about sex offender rearrests*, THE WASHINGTON POST (Jun. 21, 2017), https://www.washingtonpost.com/news/fact-checker/wp/2017/06/21/justice-alitos-misleading-claim-about-sex-offender-rearrests/?utm_term=.7ebb97dfef22. なお、アリート裁判官には、ニュージャージー地区連邦検察官の経歴がある。

35) 学説の中には、ソーシャルメディア規制を含む現在の性犯罪者法は、誤った前提(神話)に基づいており、子どもに対して真の保護を提供できていない一方で、再犯の防止に不可欠な性犯罪者の社会復帰を妨げているとの批判もある。See Jasmine S. Wynton, Note, *Myspace, Yourspace, But Not Theirspace: The Constitutionality of Banning Sex Offenders From Social Networking Sites*, 60 DUKE L.J. 1859, 1891-1901 (2011).

36) See, e.g., Annemarie Bridy, *What Packingham v. North Carolina Should Mean for the DMCA*, The Center for Internet Society (Jun. 20, 2017), <https://cyberlaw.stanford.edu/blog/2017/06/what-packingham-v-north-carolina-should-mean-dmca>; Harold Feld, *Packingham and the Public Forum Doctrine: Implications for Copyright*, Public Knowledge (Jun. 22, 2017), <https://www.publicknowledge.org/news-blog/blogs/packingham-and-the-public-forum-doctrine-implications-for-copyright>.

37) 17 U.S.C. § 512(i).

(20) 未成年者の保護と SNS における性犯罪者の言論の自由

めには、著作権侵害を繰り返す利用者に対して³⁸⁾、「適切な状況」(appropriate circumstances)で利用停止措置をとることを定めたポリシーを ISP が策定し、適切に運用しなければならないことになっている。2015年の *BMG v. Cox* 連邦地裁判決³⁹⁾では、音楽著作権管理会社である *BMG Rights Management* による著作権侵害の申立てに対して、ISP である *Cox* がポリシーを適切に運用しなかったとして、免責が認められず、*Cox* に対して2500万ドルの賠償が命じられた。この判決に対して、*Cox* 側は控訴し、現在、第4巡回区連邦高裁で審理が行われている。また、この判決に触発を受けて提訴されたと見られる同様の裁判 (*UMG v. Grande Communications*) も、現在、テキサス州西部地区連邦地裁で行われている。

これらの裁判において、著作権者側は、裁判所が「適切な状況」を広く解釈すること、すなわち ISP に対して現在よりも広範に利用者のアカウント停止措置を行うことを要求している。裁判所がこの著作権者側の主張を受け入れることになれば、ISP がインターネット・アクセスのゲートキーパーとしての役割を果たしていることを踏まえると、ISP によるアカウント停止措置を通じて、インターネットへのアクセス制限が広範に発生する可能性がある。これに対して、本判決は、上記のように、インターネットへのアクセスを伝統的パブリック・フォーラムになぞらえて、強く保護しようとし、本件州法が典型的なソーシャルメディアにのみ適用されると限定的に解釈したとしても、過度に広範な規制であると判示した。確かに、デジタル・ミレニアム著作権法上の「セーフハーバー」条項は、本件のように、政府が直接命じるインターネットへのアクセス制限ではなく、本判決が直接適用されるものではない。しかし、インターネットへの自由なアクセスを修正1条の核心的な価値として強く保護しようとした本判決が同条項をめぐる今後の裁判に影響を与える可能性は否定できないであろう。

38) 但し、実際に著作権侵害を行っている必要はなく、一方当事者の申立てのみで足りる。See 17 U.S.C. § 512(g).

39) *BMG v. Cox*, 149 F. Supp. 3d 634 (E.D. Va. 2015).